836
209
3

芳草年録

国立国会図書館　タイトル『元治甲子紀聞』　請求記号 836-3

ガラス使用

元治甲子紀聞

終

国立国会図書館　タイトル『元治甲子紀聞』　請求記号 836-3

ガラス使用

甲子餘輯

一 諏訪大佞甚無證妙役

二 饗餼談 文久三癸亥四月

三 猿樂言葉 元治元甲子七月十九日京師亂戰著

四 一橋公ゟ御養母徳信院様へ遠御親翰寫 同上之事 八月十五日

五 中國海戰爭新聞 同年八月廿一日

六 日米貿易新聞 同九月十九日

七 外國新聞 并附録

八 愛墳翁時勢六策評 甲子十月望

九 諷雅集 蓋甲子秋冬際戯著

十 小帖掛 同上

大正 9. 5. 27 購求

国立国会図書館　タイトル『元治甲子紀聞』　請求記号 836-3

ガラス使用

十一 軍神血祭奉燈句合

十二 隣戦伏畧縁記并霊窓録　慶應紀元丑歳著

十三 擬野馬墓詩

十四 諸藩論

一 諏訪大倭甚無詮妙役

近世幸ニコロリと云急病流行いく千万人悩礼夥一月を待すして轉少を長く係るのといへる五六ケ月に過す反覆多き言とをすとも速ち抑其根元を尋るに両備ニ記す備前ニ甚しく　皇国ニ麻の如く乱生ずるとぞ

神君の加護よろこく水府浪ハ遠く脱走して北ニ深雪ニ蔭長七ハ三足の鴉のごく如く長ハ尾前藝村廣島の口出張ハ仁徳と大昭父子伏罪寺院蟄居三戈の小児も治ニ平天下を行ふ皇都ハ會を始ノ忠臣を苦心して御出務なさるゝ我ハ当今江都ニう役人コロリ流行上下周章ぐるく

なり千茲ニ其ノ悪病と除滅なるフトツト(キノマヽ)ニ称甚ニなり虎の威をかる狐弥欲通と以ハ自在なる宮の下向とそ西なる上洛とそ如ぬけ我事ニ出陣と変ハ飽衣援食逸

居〳〵て教ゟ〳〵撰哉ます〳〵すゝぐ〳〵近辺より伺ひ当ゟ来る神祖ハ四ゟ西大宮口の家老職さま〳〵七百両ゟせ〳〵添こゟる〳〵上下ニ役人むさゞりて出ゟる〳〵未社宮ツ奴ゟ〳〵等沿ニ人登和とそうゐ門前ニ市とゟ〳〵世上ニ噂を笑ゟ〳〵今ゟ〳〵世諺妙薬のうけゟ〳〵西郊の徳を示してゟ〳〵ゞ坊ゟゐ仕合ニ心ニ葉ハ勤並幸ゟ〳〵玉〳〵清メ玉〳〵と敬白

従四位侍従 諏訪大伝甍

大君刊

掛川逵淳

三上民祢

敏化喰

おゝむそゟ〳〵

是とあゝむと名付ゟ〳〵ハ三四年以来もの〳〵ぐり〳〵と承りいと元とゝて当今の新話と耳よゝこゝ事とゟよく急ゟ覚へゟ〳〵ゟのことをたゞゟ〳〵ゟ人の口真似とゝゟまゐれハかくハ名付ゟ〳〵ぬ

文久三癸亥年四月

田中義享誌

忠臣正論諸色ヶ直付ニ禁物ゟ〳〵

一ッ筥

五ヶ玉交通ヶ名ニ付ゟそこゝみ処

ゐ仰遣ゟれ忽角捌取ニ罹達

宸襟ニ擾ゟ〳〵ゟ義ニ付必ゟ〳〵ゟ速ニ帰京ニ而ゝ

殿閣一旦ニ逆鱗ニ逢ゟ〳〵ゟ時宜ニ寄ゟれ行ま

費弘府

三ッ扇

国立国会図書館　タイトル『元治甲子紀聞』　請求記号 836-3
ガラス使用

伊上洛之上之事ニおゐ彼是ニ決定ニ而ハ有之間敷ニ付
伊進ニ而ハ無之ニ付 幸上洛ニ遊ハ 伊正ニ而ハ 勅命ニ詔而ハ
ハ 伊ニ而ハ無之ニ付 世上ニ而ハ甚 表裡
伊ニ付中ニ様ニ而ハ 実ニ於 関東ニ而ハ後人ニ方ニ而ハ
ニ而ハ 勅ニ付而ハ 伊正ニ而ハ 春嶽
松ニ元ニ 実ニ而ハ 一旦ニ攘夷ニ 伊ニ 実ニ
中ニ根本ニ 実ニ而ハ 加賀ニ而ハ 大小名ニ而ハ 攘夷ニ
方ニ先ニ 一人ニ ニ而ハ
ニ遊ニ 偽言ニ 正ニ 業ニ
人ニ如ニ 而ニ 攘夷ニ 業前ニ
伊上洛ニ 叶ニ 伊正ニ
偽言ニ 伊解ニ 遊ニ

伊上洛ニ遊ニ 勅ニ 伊被列ニ 薄十四日ニ
ニ話ニ 伊正ニ 伊上洛遊ニ 伊大職ニ 勅ニ
一ニ 空ニ 遊ニ 伊上洛ニ 春嶽ニ 後ニ 春嶽ニ
勅ニ 叶ニ 伊被ニ 叶ニ 勅ニ
難ニ 伊ニ 伊正ニ
伊ニ 実ニ 伊ニ 攘夷ニ 一通ニ
天下ニ 攘夷ニ 一通ニ 情ニ 実ニ
紀ニ 攘夷ニ 伊ニ 実ニ 文化ニ
ニ 長崎ニ 滞ニ 遊ニ 交易ニ 要ニ 伊許容ニ 船将ニ
伯船中ニ 王ニ 中沢ニ 自殺ニ

文化四年ニ秋更ソノ年船ヲ出シテ
路ニ於テ前近所近海ノ人ニ付所ニ及一戦ニ及ビ
ニ於テ其長崎ニ詰番所ニ報知シ
ヲ以天明ノ度ヲ取ルベキ如此
年ヲ経テ漸ク渡リ来ル時ニ
領ヲ以テ吾ヲ唱ヘテ
我ノ国ニ要利加ペルリ代ニ
其各ヲ取後ヲ以テ
ニ繋ニ於テ残名ヲ思ヒ
面ニ向ヒ堅ク中ヲ
三及ビ為ニ

戦争ニ及ビ日本在宅ノ戦争ニ
ニ於テ許ヲ以テ死ニ
ヲ堅ク容易ニ本ヲ
往年ヲ知五年ヤ十年ヲ
言ニ行彼ニ
ニ仕立ラレタルモノニ
ク集多ニ詰ニ
返彼ノ我ヲ
ラ吾ヨリ皇ヲ
ヘテ手掛ル
ヲク巴リ

国立国会図書館　タイトル『元治甲子紀聞』　請求記号 836-3
ガラス使用

五月軍艦を出し南く松ひん比に迫速に出航して又他に海濱へ近付きめ却て
今日安政に在りては明日を期し松前を犯すとも拒ん
ん術の施こすべき乱妨とみるるを格別義争ふも不及して吾邦の疲弊眼
前ふるを日本魂も不及ふ是より和洋をの(ず)再び交易を乞すに至れ〳〵甚
時望に至れいの法の遅正を出す而〳〵加之彼へ年〳〵意とこの外と中二の及ぶ必定と
係〳〵妄の強大を恨しの後陽とふるう夫是洋〳〵考ふれい寧ろ今後ふ下諸
り格ふに規則と立妄銭買門ふ不ふの出神(かみ)ふ市中徘徊石れ外法を犯すの
い我法て行ふと嚴令と下し交易方役人ふ別に移同人ふるのして長崎築館成
い榜演おと妄え〳〵彼ふ五般ふ是ふり七五般の出と定め相是より七ふ役所を
立嚴固に交易めふ爲世近ふ却ふ守ふこのふめふて且め叶是ふりふ出船ハ〳〵
定ふ大洋中を越和ふの行色ふ格ふ叶て掲載して通ふ受候ふい自ふ富ふ治ふ
ふ法ふ引ふ往年亦再び設ふ法ふ引ふ
拘ふふ叶化者ふのふる人ふ知ふれと左近時越ふ又へざる文体なれと国恥ふ
体と憂て述〳〵妄論に信正直一ふ旅すへきふ廓書務とふて文章と
かふ暴猛世係の言と吐て流と弄乱〳〵面妙と国務と〳〵引ふ後い
皇ふ大逆賊と聖ふ大衆人ふ叶書ふめきい　上天ふ信敬と
神祇ふ真忠言と〳〵向ふ見ふ人ふ懐へ
又或評にいろ〳〵叶ふ述ふよ〳〵官ふ大業ふ治いふ〳〵い容光ふ〳〵ふの何
一体叶見込い官ふ表として陰ふ誘港と含ふるふ〳〵ト

○樂言篆

以室生改ふ兵相字書ふいふ名言ふて祀ふ十九日曉窓に夜討ふ我合岡

天龍ニ至ル雲雾町より出火ニ終ル今剛力ヲ出シ一汀ヶ門村ヲ帝堂山ヲ北ニ見テ
安宅ヲ龍ニ至ル姉ニ逢ヒ眼ヲ病ノ痛ノ御ニテ籠ル天狗東北ヲ初ヨリ終ニ至ル痛
ぬ所ヲ寒ノ影清カニ湯田川ヲ通出ル四方指ヲ立ル敷盛ニ賑ヒ
ヲ過小町半都焼ル東岸居士ト帰通ル敷生石ノ仏像焼キ失ヘ
ル家蔵而モ二ツニ松ヲ子如ク花満人ニ放ル焼ヲ指テ山焼ノ如ク指ル物ヲ燃
坂ヲ下ル加茂ノ河原ヲ芭蕉ヲ分ケ竜田リ指ヲ下ル芦刈ル人ヲ苅ル指
越テ二人都ニ帰ル私ニ雅波江ノ浦ニ猟ヲ釣ヲ細ヲ字テ海松ノ時ヲ知ル人類
ヲ湯若水ヲ汲ンテ通ル寺ノ御ヲ小原ノ庵ヲ幸ル能ク治ル郎郷ノ庶覚心ヘル
像寛ヲ称ヲ吹ル南古言ニ依ニ少都ヲ詩ヲ高砂ヲ
梅崎ハ咲ル遅ク氷室ニ鬼ノ羽衣ハ着ク叶老松ノ三幹何ヲ一ノ本ヲ金札ノ立ヲ誓教寺ヲ
留士ヲ被ヲ白拓居士ヲ観世ヲ一番ノ仕上ハ都婆揚ヲ妃ヲ松ヲ立ヲ如
若知ヲ様ニ云ヲ如ク用ヲ重衡芸ク社若ヲ心関寺小町ヲ指流定家松ヲ長老ヲ
ヲ被ヲ終ル

田村定女
経政

雲林院
張良校

高砂ハ未放下僧ヲ空ヲ於ヲ敬ヲ之ヲ南時仮宅ハ八幡ハ鳴右近辺ニ居住葛城
辺ヲ於ヲ誠ヲ等ヲ之ノ行ヲ本文ヲ支ヲ之ヲ

七月十九日於焼ヲ河

（作国ヲ下ル）　（高砂ハ京洛中ニ）
翁　子歳
（ヲヤケヲブシテ）
三番曳

（村木ハ志ラミ）
高砂
大笏ヲ京洛中ニ
放下僧
（ヲヤケニアツテ）
道成寺
（ヲヒヲブシテ）
葉室帳
（頭動ヲシテ）
殺生石

（旅行ヲヒヘト）
○今宗
（擂木ヲヤケテ）
○布施等役
（ヲヒヲブシテ）
○葉室帳
（頭動ヲシテ）
○夜叉

国立国会図書館　タイトル『元治甲子紀聞』　請求記号 836-3
ガラス使用

後日

佞臣と旧居（ふるい）　蛾通

本邪（よこしま）を焼（やく）ふ　阿諛

吐（はく）ことあるごとに　松風

焼（やけ）ぶくれ　石炭

西本願寺を残（のこ）してよい　芭蕉

詰（つめ）よ　乱

廿日市（はつかいち）の刻（とき）ノ火に　當摩

○京を間（あいだ）の狂言（きょうげん）なり

後（のち）やこうぶに　○敦猜

大筒（おおづつ）と　○武悪

詰人（つめにん）毎日　○等尼

御所（ごしょ）　○亜坊

詰（つめ）ることあてこすって　○君杭

吐（は）上（あ）ふ　○唐人相僕

四一橋公より守衛毋（なか）徒信院様へ親筆写

新（あら）多（た）に乱（らん）あるの意（こころ）なり守（まも）殘（のこ）暗（くら）殺（ころ）あるに非（あら）ず遂（つい）に事（こと）なきの意（こころ）なり乱（らん）を起（おこ）すの意（こころ）なり

けふ好（よき）事（こと）なし

歩（あゆ）み老（おい）疎（うと）成（なり）候（そうろう）と申（もう）者（もの）六月廿日大納言（だいなごん）様（さま）父子（ふし）ともに新（あら）発意（ほつい）被（なさ）遊（あそばし）候（そうろう）由（よし）関東（かんとう）、所々（しょしょ）より追々（おいおい）参（まい）集（あつま）り候（そうろう）者（もの）共（ども）、天気（てんき）を山嵜（やまざき）、近々（ちかぢか）集（あつま）り候（そうろう）者（もの）ども御（ご）人数（にんず）の内（うち）より出（だ）し候（そうろう）様（よう）に申（もう）付（つけ）候（そうろう）由（よし）、西丸（にしのまる）へ

伊藤　　鈴迫ニ対シ罵詈ノ言ヲ発シ殴打ノ暴行ヲ加ヘ
鈴迫ニ於テモ伊藤ヲ殴打シ互ニ格闘ニ及ヘリト
公述ス　　公述ニ
依ルニ伊藤ハ鈴迫ヲ殴打シ其後鈴迫方ニ於テ
モ伊藤ヲ殴打シ又ハ鈴迫カ引キ去ラントスルヲ
引キ留メ深ク出ノ腹ヲ突キ殴打シ探索ニ
当リ鈴迫ニ対シ罵詈ヲ発シ殴打ノ暴行ヲ加ヘ
探索ニ
依リ林ハルヒ
天野ヨシヲ殺害シ一体ヲ土方ニ
強談シ一旦ハ之ヲ諦メ諏縁ヲモツテ出元ヲ
知リ又ハ鈴迫カ引キ去ラントスルヲ引キ留メ
深ク出ノ腹ヲ突キ殴打シ探索ニ当リ鈴迫ニ
対シ罵詈ヲ発シ殴打ノ暴行ヲ加ヘ
一誠ヲ中心ヲ突キ
鈴迫幕府ヲ
体ヲシ土ヲ吸ヲ申引取ラントスルヲ
鈴迫カ引キ留メ
罵詈ヲ発シ殴打ノ暴行ヲ加ヘ
依テ伊藤ヲ
体ヲ
仰ノ通ニ候
　　委ク文通ヲ不容易ヲ
　　内ノ
　　仰

為ニ右等ヲ
変動ヲ
ノ
ヲ
ヲ
ヲ

天機お伺ニ殿下ヲ始メ諸公達御参集ニ長谷人々
御退出後御直ニ殿下ヲ始メ御近習ノ諸士ヲ召シ又諸侯ニ於ル右ノ
御用談ヲ方々ヨリ御話ヲ申シ上ル付私ヲ上ニ召シ
テ御直ニ御伝ヲ蒙ル 御上ノ御ヲ蒙ル御ノ御ヲ
ヲ処ヲ御直ニ御伝ヲ蒙ル 御上ノ御ヲ蒙ル御ノ御ヲ
ヲ処ヲ御直ニ御伝ヲ蒙ル 御上ノ御ヲ蒙ル御ノ御ヲ
長崎ヲ参ル御ノ御ヲ蒙ル御ノ御ヲ蒙ル御ノ御ヲ
ノ御ヲ蒙ル 御前ヲ御出

国立国会図書館　タイトル『元治甲子紀聞』　請求記号 836-3
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『元治甲子紀聞』　請求記号 836-3

ガラス使用

五

中國海戰爭新聞

西暦一千八百六十四年第九月廿一日我元治元年八月廿五日神奈川刊行の新聞紙より譯出せし既に十分開放の別段新聞に載せる文章を略して參考して彼是詳畧の異同を斟酌し當日の光景を想像せべし

○

別人の文通より下ノ關の戦爭を悉て尤の説を得たり

書翰の寫

アンソープル君の指揮する軍艦英八月廿九日我七月廿八日より横濱を出帆し英九月二日我八月三日より以下彼方と同じ日當れば注を下さゝる姫島へ到着し前以て定め置きたる場所より砲治せしに英国軍艦ペルシウス号既に石炭船と共に此処に有りて待ち受けあれば直に軍艦へ石炭を積込み四日より砲を設け下ノ関へ進めて其節英船コケテ古後より来て數多の

軍艦を加えて諸兵を進発せり
右軍艦八暁第六時（暮六時頃）より蒸気を発して第九時（夜五半時頃）下ノ関へ到着す第一番
の砲場より二三里離れて碇泊して聖教なる所に砲台を築くに水師提督を英国軍艦
船号タルタル（甲必丹ハイエス）バロッサ（甲必丹トウエル）レオバルト（甲必丹レキー）佛国軍
艦船号チユブレイ和蘭軍艦船号メタリスコロイス并にデヤンビ等、號令を傳へ畫
後第一時九半時より第一番砲場を向て砲を發するの用意をなすべく進んで第一番
砲場の前に至り図状に列しより但其節の日本役人二人来りメウリヤリス船より
第一水師提督より両国軍艦下ノ関の海峡を越ゆる時刻を告けらるゝ
ゆへ長州侯より述べ砲場より發砲する様と計らんと言掛けられたれど提
督之を辞する事あり但汝方より砲撃すべしと答へたる故に我軍艦砲場の前に列したる節必彼方より砲を放つべしと考へ待

（峡カ）

構へたれども一弾丸をも発する事なかりき畫後第三時三十分（八半時過）に至りてイロリ
ヤリユス船より砲発を始めたり其時砲場より之を
れを見て弾丸多く我軍艦に達する者なく水上に落ち
所に到りし頃既に三個の砲場よりある数の砲手を追ひ拂ひたり○吾々考ふ
所まで此砲場より砲発せしに僅一時半（我一時の四分の三）後の間なりしに一番砲場六門大砲
六門を備へ少しく下ノ関へ寄りたる第二番砲場六門大砲十七門を備へ第三番の砲場六門大砲
十門を備へたり但此第三の砲場は海浜より有る者にて砂の袋にて造りたる者なり○
砲場を備へたる大砲の大きなる一抱もあるべき多く青銅にて造れり吾私中にて之を熟見するに
更に其精密なる記載を君に呈せんと欲す上に載せる軍艦砲場の前面にて我ら
間にベルシユス船メシユサ船コケツチ船及び砲艇フンセルナ砲場の側面へ頻に打掛けるを
以て日本人も之を畏れ一時半程（我一時の四分の三）にて砲を捨て逃走去れども恐れる時は

国立国会図書館　タイトル『元治甲子紀聞』　請求記号 836-3
ガラス使用

時々来て砲発するを以て我方より破裂丸を打込ませたれハ再ひ遠く逃去り多り〇我
方より四個の臺場より向ひて砲を発し砲弾六時頃まで全く之を打壊り〇其夜ハ
ルシウス船の指揮官兵士を率ひて上陸し大砲十門へ釘を打付け諸方へ火を掛け
るを以て夥しき火焔盛に燃上り明
るを以て夥一夥二の臺場及ひ人家も焼失し暗夜なるに依て火焔盛に燃上り明
るき事白日のごとし然ども益々住家ホを焼き土人を害を営らむるなり
余思ふに初日の戦ハ是を以て終ふす〇余終日用事多く只僅の冒暇を以て
是を君に告知をなす事を得ざるのみ
余ハ此日の死傷を記す事を忘れ多り〇タルタル私ハ其近処にて破裂弾の発
するを以て五六人の傷人あり〇ロッサ船と同じく移の怪我人あるレタバルド船へ打掛け
夥四番臺場よりタルタル船及チュブレイ船へ打掛けあり始めて打出し多き弾子
チュブレイ船より中ニ佛蘭西人二三人を殺し女子の者を傷け多り〇此日ニ臺場よ
砲発し多の時刻前日に比されハ長くすと雖も夥四番の臺場より打出しる弾
ハ別して我船を害を成すタルタル船なれハ夥一等リウテナントニトシツロフタシ（甲比丹の命に従い船中より種々の用達を為す者）及ひ水夫七人を傷けり但夥一等リウテナントフロウンロウを股の肉を
割き居らき骨ハ傷を受けさりしかた足ハ二ヶ所の傷を蒙むれり
余上ハ記載せるが如く臺場より長く発砲せる事能ハす朝飯頃より打歇めたり
余等の朝飯を食する間ハ上陸すへきの歸令を出し甲比丹アレキサンドルより指揮
せる夥二三ロムベニー隊及ひ海軍兵士悉く上陸の用意を成せり
上陸に可き兵士を載せる小船をヘルシウス船アレキユス船タデコサ船ターキヤン船
及て海岸へ曳き寄せ上陸を援くるの備を成し終ハ晝前夥十時四時比ニ至て勇ニ有
相て上陸し多き佛蘭西和蘭英吉利三ヶ国の青揃の兵士将校より指揮の知を受け一
度ハ小丘へ登り夥一番臺場を奪ひ取りしが英國の旗と仏國の旗と殆と同時ニ相

国立国会図書館　タイトル『元治甲子紀聞』　請求記号 836-3
ガラス使用

混して臺場は悉く之を以て何れも失意を知り雖ども其勢二十五
及び夢三十の臺場を取り多くと雖も敵かし之に向ひて防戦する事あり又
夢四番の臺場は余程距離を去りこの故に海軍兵士及び青揃の兵士を別ちの路より
差向多くの余は英國の旗を夢一は押立てる為に取りこれは兵士速に砲を卸し車臺を焼きうち
率ひ多く海軍兵士團内より敵を尋ね求めんと雖も皆逃け隠れ多れば漸々暁に
至りて日本兵士の此を陣所及野戦砲を備へ夢臺場を求め出すに○此臺場
多くは葡萄彈或は小彈丸を籠しく我兵に向て正面より打出すを以て我兵大に
損傷を蒙り○オヒシールの内も傷を受けて多く者多し

イウリヤリユス船より　甲ヒム丹アレキサンドル　足に傷を受く

流底南エトワルツ　脚に傷を受く

シトシップメンき人　右同断

甲ヒム丹デコウカント　傷を蒙る

按に前段新聞紙にテロンソーは作る同人なり
活板の誤なるべしと何れを是なるとを知らず

海軍兵士隊中より

流底南インクルス　右同断

此時総計死人八人傷者二十人有○此臺場を攻るの戦争最烈しき
合戦にて若し終に其砲を奪い取るまであれ共敵兵夜の間に再び其備を立く
直し我ヘルシウス船は向ふく套砲を以て若し然らば此時より方々ヘルシウス船上陸の
兵士を援くるあり依て海濱に近寄り砲に沙上に乗り掛けしかも折悪しく干潮となり
ず疾く曳出すを得ざる場合なれば此砲の為め大に損害を受く可きうう嗚呼幸
なるかな○翌の暁より始めくアルキユス船レヨバルト船の力に依りヘルシウス船を曳
出す事を好うや此の合戦中最も不都合なりし事件なり尚此船を曳き出すに一昼夜

国立国会図書館　タイトル『元治甲子紀聞』　請求記号 836-3
ガラス使用

ろり○夜ヨフて佛人を最も近き船へ送らんと決セしバアルキユス船及しレオバルト
船の二艘ハ分ち送ろうり○款の臺場なし砲の事臺ホ、皆朽崩〳〵兵士の此所ヨ火
を掛け焼ハ夜中丈火燃ん事ヨ燃え上ろを見ろう丈信ハ我ろ兵士悉く船へ帰ろ先ッを
是迄ろて丈日の合戦全く終ヨろり○此合戦の最中亜師ヘート写真鏡ヲ以テ図ヲ製〳〵
倫敦新聞ヨ預れる亜工ウヰルクマントといふ者戦争の始ヨを写〳〵ろり○タレクレード
船ハソホ府（按ニ岡ニハサホヽ書ク）まて進ミ其臺場ヨ向い砲を放ち且市中ヨ火を掛ケられハ丈煙
我船の碇泊〳〵ろ処ヨて見へ有り○六日の事実大畧此の如〳〵○七日廿日ハ軍艦多く
休息〳〵ろといふ盡海ヨ至ろ〳〵タルタル船チコブレイ船ノタリスコロイス船碇を上け
海峡ヨ溯ヨ大砲四十五門を備ろる由の堅固ろる臺場を攻められろ歟方より多く
砲を打出ス事有り○丈餘の軍艦ニハ前日奪ひ取ろる砲を演辺ヨ引出〳〵船へ
積込むの用意を成セり○八日ヘルシウス船を昨夜十二時時半ヨ碇ヨ繋け海岸ヨ進ミ兵

士を上陸セしめ敵ろう奪ひ取ろる砲を運ひ〳〵ヨ長さ英寸十二寸口径六寸の砲二門按
二手ヨ砲あり此砲ヨ長○侯の紋を鐫り付且丈上ヨ漢字を書〳〵ろるを以て我
船ヨ在り〳〵支那人ヨ之を讀ましめ〳〵ヨ四十八斤ろりといふ意ろりと云ひ〳〵バ丈帝
さを量ヨ〳〵ヨ五十六ホンドルトウアイト即ち弥ヨ四十八斤あり（按ヨホンドルウアイトハ英
二貫久許ろる熱ろる四十八斤ヨ三ヘき事疑ハ〳〵又砲の尺度ヨ拠の石斤ヨて我六百七十
四斤許ろるヨん我ヨ思ハれと何ヨ活板の誤ろろ〳〵ハ大抵
口径の甚大ろる者ヨ有り何ヨも皆青銅砲ヘ
盡後陳ヨ日本役人イウリヤリス船中ヨ来り〳〵ヨまより一時半時程過〳〵右本私の檣
頭ヨ休戦の旗を揚けるヨ依〳〵諸船共ヨ轟時戦を歌むる事を知ら
り○是ヨ於〳〵一の評判あり日長門侯ろ戦争既ヨ十ろ有れハ最ヨ善砲
を撰む可き事を申越〳〵ろるヨ水師提督答ヘ〳〵曰余ヨ下ノ関の臺場ヨ一
個の砲を残し置ろ意ろりと船中ヨ来り〳〵日本人曰君ヨ砲を残ふ奪し

国立国会図書館　タイトル『元治甲子紀聞』　請求記号 836-3
ガラス使用

再ら事を得へし我方にても決して少し之を敵對ふる事を成さゞると云ふ
此日の評判もく安三月の内は再び大戰起るべしと云ひ又一説には長門侯
自ら船中へ来る事あるべく提督決して長州より言ひ出す事を承引せ
ざるべしと云ふ故に今日の処にては如何ある事は成行くや全く知る筈なし
雖も略ぼ至て少しくかゝれを知る事を得可し
九日○余今朝目の覚めたる時ダーキヤン船既に早朝何れへか出帆したる
由を聞けども先ず船樣へ越さゞるなく評判ある事外今日も
変る事なし
十日○朝七時二十分前は英佛の水師提督各支指揮する所の軍艦を
率ゐ海峽を溯るべし但しコケツテ船は少し後れて進むべし○長門侯
いまだ提督輩と面会したるの招なきが提督は諸事を決する事なく
ゐく長門侯と面会を望める由なり○臺場の内一ケ所は備へたる大砲を
大抵本砲にて支内七門を我船へ運び了ほぬる○ダーキヤン船は姫島迄到りて
今日昨日の評判故に昨日の評判全く虚説なり
今日の評判は大君より長門侯へ書翰を以て中國海を以て外国船
ハ悉く步揚山可きの命を下したる由なり若し実ならば此の如き書翰あハ大君我
ホを放く事明白なり
上海より「ムフヤーケサイル」と號する船石炭を多量に積込み来着したる依り
軍艦一悉く石炭を積入ほぬるの○今日も支外変りたる事なくイカリヤリユス船セミ
十一日猶軍艦へ石炭を積入ほぬるの外何ら変りたる事なくイカリヤリユス船セミ
テミ船メタリスコロイス船タルタル船チヤンヒ船ブナユブレイ船を皆海峽を溯り
多くほぬるの○今日昼後コルセラント船も此海峽を溯り多

国立国会図書館　タイトル『元治甲子紀聞』　請求記号 836-3
ガラス使用

今日の所より此外新少を得る事を（今日横濱へ向い出帆する船のこと）
幸便故ま君ま前件の諸事を告知に

箕作貞一郎譯

日本貿易新聞　千八百六十四年第十月十九日　我元治元年九月十九日

神奈川前板

前号新聞紙を出す後下ノ関戦争の為ま指を横濱ま輸来まる事自由となる可〜と希望セーが今漸く其全を得〜三ヶ月の間江戸の問屋ま積置在〜徽気を生〜たる為を急ま当港ま送り来れり○其勢ひ恰ま虫類の冬籠りより出るが如く今迄寂寥る地急ま繁昌となれり○輸入の物品皆売り捌け糸絹をはむす高多〜

一トルフルの暦也直段ユシルリンク四ペンスとあり百トルフルは二百十二万銀となれる○此トル（ドル）フル相場より推計まい模濱貿易の再興〜る証明白あり〜

当今の形勢を以〜考ふれ外國人と日本との交際既ま一の大危急を過れりと言ふ可〜若〜下ノ関の戦争まく十分ある勝を得る事をう或い各國全權共自國ま係る多き些少の益を忘れ互ま善く相談〜諸事を取行ふ事ま希ぶされい鎖

港黨の者を日本より外国人を退攘ふの手段成就を〳〵と言い大に之を悦ふ可し〳〵。
此の如きる至る事あるは決て歐羅巴諸国及び米利堅より大兵を擧け来り日本國
中へ攻入て遂に大戦争に及ふ今度の諸事に付き各国全権うる者を最賞褒美に
可きを皆其心を合せ日本國政府の意を伺ひ些少の利益を打捨く其力を
尽すべき事なり是れ依て日本へ各国政府より将来より至て迫大戦争をなすの患
を免るれ多り

吾等を日本の交際速に親睦とならんと考へ固より日本人と外国人と其性質尽
俗全く異なるを以て互に其角を落し十分圓滑なる交際に至んとするに数年
を経ず初て成就すべき事なり然れども日本人誰彼なき時勢に従ひ今や外国船
数百艘其海岸へ乗廻るの勢ひあれば之を抗拒し二百年前以来の如く外国人の
日本へ来るを防ぐ能はざるを今悟らざるを可〳〵

大君政府へ鎖港黨の意に随ひ大危殆起るべきを知るが故に外国人との貿易をこれ
迄数度の引延ふる今又之を止めんとす又外国人長州を伐ちんとする周く大なる大君の
力を信じられ大君の方にて此税を高く善き取計を行ふ可し但し今御老中
家康公の法に従ひ長門国を取上んとする説は外国船の砲声周防灘に響き起れ
るなり
日本政府の権威を握れる者の時は外国人との條約を丁寧に守れば日本の為に大
益となり且一国暴威を振ひ法外なる事を書出す事あるも他国と共に日本を助け
其暴を取鎮むる可きを知る人あり人事を尽すも〇然れども日本にて跋扈なる処置を為
す時は戦争忽ち始まり終に歐羅巴諸国日本を数部に分ち各其領知とならんとする
の恐あり日本人の善く知れる所なれば以前の如く鎖港を為さんとする心を全く改る
をよしとせば若し又日本人猶鎖港せんとするの意あるとも恰も蛛網は悪りあるも

国立国会図書館　タイトル『元治甲子紀聞』　請求記号 836-3
ガラス使用

蝿の如く終まで自ら死を索むるの外他なきのみ〳〵

英国蒸氣船カテイス名号到着〳〵茅ヶ崎の神奈川市場風説を刊行〳〵出ル

の紐育新聞を送り来ル九月三十日の飛脚船

後記載せざる諸公軍艦下ノ関の砲臺を攻め全勝を得〳〵後中浜海を当港

〳〵ゟ来ル〇其後諸公各軍艦を率〳〵江戸ゟ到りし者中一両令〳〵程〳〵の

滞到をなし事務を整ふ様取演〳〵ゟ来ル〇今ハ貿易の障碍〳〵事を除

き以前の如く極めて自由となるを得ん〳〵と〇江戸にて諸公全権と御老中との会談の

時如何なる事を決定〳〵あるや未タ明白ハ知る事を〳〵と雖ども確乎たる

の内ハ 御所及び今ゟて遠背〳〵ある大名ハ承知せしめ其盡力を受けんと決

〳〵ある事なる可〳〵又長州侯ハ二百萬トルラルの償金を拂ひ 大君政府ハ百万

トルラルの償金を拂ひ其内荷蘭ハメチユサ船ゟ其をけらんる償を〳〵て十三万トルラル

を得〳〵〇諸公全権輩ハ稍〳〵の危難を治め此の如く安泰なる形勢となるに至らしめ

るに実ハ賞美に可き事と称す〳〵諸公軍艦江戸の港ゟ入居るを以て日本政府大ゟ恐怖の心を生〳〵

江可き事と称す〳〵諸公軍艦江戸の港ゟ入居るを以て日本政府大ゟ恐怖の心を生〳〵

外國ゟ言出る事件を一ゝ承知〳〵速ゟ貿易の碍碍を除きん〇日本政府ハ此度

速ゟ外公ゟ言い出る事ゟハ速〳〵ゟ〳〵ん且ゟ其軍艦を

引拂はめんと来る〳〵可〳〵〇若〳〵日本政府の意の如く外公ゟて其軍艦を日本海ゟ引

拂ふ事あらハ以前の如く貿易ゟ障碍を起〳〵再い戎心を懐くゟ至る事必定なり〇日

本商人等ハ横濱ゟ在住る者の説ゟ日本政府ゟて此な急ゟ貿易の障碍を除きる

ハ全ク公軍艦の勢ゟ畏れるゟ起れる事ゟて若〳〵今軍艦を横濱ゟ引拂ふ事

あらハ日本府ゟて丈畏るゝ所あるを以ゝ忽ち以前の如く貿易を止む可〳〵故ゟ諸公全

権の餘り急速ゟ丈軍艦を日本ゟ退らしむ可ゝ

国立国会図書館　タイトル『元治甲子紀聞』　請求記号 836-3
ガラス使用

長州侯松平大膳大夫ハ下関港を外国貿易ニ関らんとするを望ミ其全権たる者英国
船ハロッサマ等ニて当月（旧九月）二十日の関ニ当港へ来着一種の評議を為したるが
其主意ニ有ハ必ず外国全権ニ大君政府へ示す事ある之
長州侯全権家老ハ当月十五日英船ニ乗ル小倉経て下の関へ向ひ出立したる但し已
外国全権との談判整ひ次第ニ○右家老当港ニ逗留する間一度ハ
日本役人ニ面会したる事あり大君ハ外国全権と談判ニ多ク趣を 御門ニ言上
して命を受けんが為ニ京都へ発駕せんとするの評判ニ
十二日早朝江戸の阿蘭全権旅館ニて一人の役人両ニ脇刀を抜きて走り
廻り日本の番兵六人を傷け終ニ其仲ケ間の者ニ切倒されたり但し此騒擾ハ
番所の喧嘩ニ起りたる事ニて決して大事件と称するニ足ラズ
日本政府ニ再び使節を欧羅巴へ送らんとするの評判あれど以前の使節日本
へ返りし時大ニ恥辱を蒙りし故其使節仏蘭西ニて取結びたる条約を 大君政府ニて承
知せざる事を知りたるを以ニ此度の使者ハ必定欧羅巴諸ニて懇ニ待遇せらる
ならんニ別ニ此ニの使節日本ニ在住する諸国全権より 大君政府へ奉る証書
を持参する事あれバ欧羅巴ニ於ての饗応極めて粗末なり
天気ハ三週前より冷ニく且極めて湿気あり○日本海ハ数度大風吹たるが故ニ当
港中ニ碇泊する船ハ皆其途中ニて多少の損傷を受けたり○三四日前より天気漸
く快晴ニ大小冷気となりたるニ其前久ニく雨の降り続きたるを以ニ木綿の者
ニ大害を生ず
○大君政府より二十一箇の大名ニ命を下し七万余の軍勢を以長州を罰せんとす
るの備を為ニ雖ニも急ニ征伐ニ取掛るの徴なし○此二十一箇の大名の中ニも
長州を援けんとする者有ニ又ハ他の大名ニも長州をバ二年前より十分ニ防禦の備

国立国会図書館　タイトル『元治甲子紀聞』　請求記号 836-3
ガラス使用

を設けたれハ容易ニ之を伐つ能ハさるを知ル大ニ踟躕を生ずるの意を記す○吾等思ふニ　大君の為ニハ速ニ長州を征伐シ貿易を盛ニせるを善とせ然れとも日本國中の手和ある〻を好ミとせるを以て支臣下多ク役人を務ム戦争を始ル事を避け徐ク周備シ一日の安を偸むも可シ　大君政府を外國人の新港を開くを望む心を靜めんニハ對馬島を開ラんとするの訴到あり○大君政府も此島を諸國貿易ニ開かせ却て奪取ラるゝの危殆なシと考へられハ日本商人自由ニ此島へ住家を建るを許すも可シ

七　外國新聞

蒸気船ヲハウル名号来着シ有ル事ニ依て第八月廿六日その歐羅巴新ニ事を得られし英國ニ於ても別ニ大事件と称スへき事なし○米利堅戦争を猶歇む事なし○故度林砲氏の大紛領ある任満ラるを以ク　マヂソフール　マッケルラインを大紗領ニ為シ戦争速ニ歇ミ以前の如ク泰平となるを希望セ○華盛頓よりの告知シセワルト氏アタムス氏へ書翰を贈ル英吉利甲比丹セムヲスを米利幹甲比丹ウイストン又降参シ有る者なれハ英吉利府より此者を速ニ米利堅政府へ引渡スへき趣を言送れり

日耳曼ニてホルステインを何の國の所領となすも可ラやと言議論起れり普魯士國ハ海軍を盛ニせんとキイルの港を開んと有るホルステインを其属地ニせん事を望ム○愛尓蘭の都伯林迄ヨリ同國ハルハストまて騒乱起り一夜ニ五百余軒の人家を焼拂ひたるを以て取締の役人餘義なく一揆の者へ銃を

歩掛け数多の死傷を生じ多り
波蘭ヲ迫頃獨立政府ヲ建ントシ多ル者数輩ヲ死刑ニ行ヒシ後其騒乱治マリシト云フ」
余又左の新聞を得タリ
第九月三日リアルフールの第八月十三日紙六月ヨリ〇北部セヲラールセルマンヨハクプスヘリリートト云フ地ヲ率ヒテ退キタリ
カメスーカの近傍ニテ戦ヒテ北部セヲラールステートマン創傷ヲ蒙リタリ
十八日米利幹ヨリ〇南部セヲラールヒコウレガルドト二万人の軍勢ヲ率ヒアトランタト云フ地ニ到着セリ〇北部セヲラールセルマンヨメーソン道ヨリ攻取らんとシ此ノ為ニ五万人の兵士ヲ失ヒシ北部セヲラールカラントヲ数度の戦闘ヲテ南部の兵ヲリナモントヨリ六里の所ヨリ追返セシ南部の兵ヲ再ヒ進下ンとスルの形勢アリ
南部の蒸気軍艦十五ルラ、ッセヲ已ニ五十餘艘の船ヲ奪ヒ取リタリ其外他人ヨリ

左の新聞ヲ言送れリ
南部セヲラールフードヨリエレガルドヨリ数多の援兵ヲ得北部セヲラールセルマンと戦ヒ其兵ヲ敗れリ〇北部セヲラールカラントヲリヲモントヨリ六里の所ヨリ進ミ来ルとも大なる損失ヲ蒙リテ逐返されタリ
一第八月廿六日の本國新聞ヨリ抄出セリ
オルテンとエルゲ侯ヲホルステン等の地ヲ其附属と為さん事ヲ望ミ普魯士ヲ奥利地ルヒヲ許セリの説あり
サキソニー國ヲ普奥二大国のホルステイン係ヨリ多ク取計方ヲ論シ来れヨ其力足ラざるヲ知リ其議論ヲ歇メタリ
米利堅北部水師提督ハルラキエツトヨリ軍船ヲ率ヒテモビーン港攻入リ敵兵の内ヨリ内通する者あるヨリ一の城塞ヲ奪ヒとりタリ北部セヲラールカラントヲ華盛頓及ヒホト

国立国会図書館　タイトル『元治甲子紀聞』　請求記号 836-3
ガラス使用

マック河濱を廻り古士河近傍へ退く

南部セチラールストーンマンド北部兵の為め生虜をされ多くの評判あり又南部の兵アトランクまで敗軍し多くの説あり

瑞士国セチワまで議政官を撰むに付き騒乱あり

スレイスウイツキ及びホルスタインの人民を普魯二国より處置を為さざる不平に思ふ様なり」

普王維也納まで〳〵奥帝は面會せり

西班牙王佛蘭西へ至れる節仏蘭西にて大に其饗應を尽し待遇したり

北利時の議政官會議を開きたれども王よりの諭文ある事なし南チーマルまで奥国政府に對し反逆を企てる徒黨發覚し北地及ウニーニーシまで捕へられたる者數多あり

セバロニアより希臘議政堂へ送り出せる董の説みてもカンチ島テッサリーなし

エピリユス希臘国の所領とあらず

アルッシールスのヲラントと云ふ地まで一揆起り魯西亜にて其兵士の數を減じたるにより以前波蘭の一部を為し居たるアウキユストウンと云へる地を魯西亜領内へ加へんとせり

紐育の民會にてマルケルランを大紗領事に任せんと決したり

ロルトバルメルストン君よりヘルトンまで種々の諭文を觸出せり

ヘルハストの騒乱を數多の人命を損失し居たる後漸く治まる事を得たり

米利堅北部のフレザウト船英吉利の商船を奪取りたる之を拿捕して速紐育へ送了あり

倫敦近傍にて大雪の為め大害を受けたり

英吉利兵隊中より補佐たる外科医を兵の揃たる衣服を着ざるなどの命を下せり

ウイスチフラ河中にて二艘の船互に突当り溺死する者百余人に及べり

英国掌官シヨルモゲレイ君を当今にて定めたる如く獨厳重酷なる刑律を行はんと望めり

米利堅

国立国会図書館　タイトル『元治甲子紀聞』　請求記号 836-3

ガラス使用

今朝紐育より届きたる新聞にて昨八月十二日晩までの事件を記載せり○第八月八日の日附にてモローより出したる南部新聞紙上の事を載せたるコロラルアンデルソンケーナス砦を以て北部へ降参したるも恥辱ある事なりとて始めを聞てアンデルソンを為て其上役なりセラールヘーンの命を反き休戦の旗章を立て密に北部セラールを通信したるを以てセラールヘーシより其趣を問糺セー処アンテルソンより其返書を贈る事あり此に依てのヘージ自らケイラス砦に至りアンデルソンを己が北部船中にて降参の約を取結ぶ残見掛大に怒りてアンデルソンを其官を退任せしむるの命を下せり其翌朝モルガン砦より祝砲を発する時ケーラス砦に北部の兵の奪ふ所となりたるを以て其砲を忘れる事あり忽ち北部の旗を上げたり○アンデルソンは実に国を叛きたる罪人と称すべし南部の兵七日にホウエル砦を焼拂ふて退きたり○南部の兵船其近傍の地は傍へたるものゝ水底は沈められ或は岸へ寄上られ或は奪取られ難を逃れたるもの絶て一艘のこらず

北部セラールセリタンは大兵を率いてセナントア河濱を進みけるも以前此地を至れる北部セラールの如く南部セラールストーニワルセルヒルトヌて北部の兵を敗れたりヘンシルバンア邦よりは南部兵の不意を攻撃るを畏れて防戦の備をなして此邦の鎖台より一萬五千人の兵を募るべきの命を下せり北部セラールストーンマンセヲルシア邦も留まれる間兵士千人許の死傷を蒙りたりと

○紐育の大民會セラールマッケルランを大紗領に任ぜんと決せり

○其節集會せし者の數十万餘人なりと○此集會にて林硬氏の處置を誹謗しマッケルランの説を賞譽せり

筆作奥一郎譯

国立国会図書館　タイトル『元治甲子紀聞』　請求記号 836-3
ガラス使用

附録

吾等此彰閑紙を出板せんとするの朝一友人より下関戦争の時長州和議を結ぶに付ての一奇談を得たり

第九月八日我八月八日長州の家老毛利出雲守備前完戸行馬等我船に来りし時我隊兵備の厳重整列を見て毛利出雲が面色土の如くなり震慄畏縮して発言する事能はず是に於て我船将より葡萄酒一杯を與へ始めて和議を結ぶ事を発言せり

○毛利出雲曰我州より各国の船を砲撃せしを全く我が意に非ず大君政府より攘夷刻限の命ありしが故なりとて支布告の書を持参せしかば船将これを見るに共書に曰く若し外夷襲ひ来りしかば五月十日限り攘決すべしと認めたり○是より於て船将曰各国より襲ひ来りし時攘決を可とする由の書にて各国船の下の関通航の節打払ひ砲火を決してこれを襲ひしは未の二字を出雲が大に辟易して出雲復曰 御門より攘決を綸旨を賜りたる身を誰に移の物なれば今我持参せるあさこなりと○船将曰 綸旨を云ふ事を承知せり（此処忘却の意なる事明なるを以て尽さず）原文を随て訳するのみ毛利出雲又曰和談成る上は償金幾許出すべきや○船将答て曰償金の儀をミニストルの裁判にて我が任に非ずして○談判中出雲が都合三度償金の事を問ひしは船将が我が任に非ざるを云へり

○吾輩察するに出雲が償金を餘程懸念せるなるべん

船将曰和談を許すにつきては砲台の大砲は我艦に運輸すべし且旧砲台は修復せざる事を誓ふべし

出雲曰勿論新砲台は建築せざるべし○皆我意の如き出雲承諾せり

是に於て支役人は支地の高民に命じて大小砲を我軍船へ運輸せしめたり

国立国会図書館　タイトル『元治甲子紀聞』　請求記号 836-3
ガラス使用

其民の内子を外国人をいやしく見ずる者あるや運送を止め外国人を見物
する者多く役人これを督責して速に卒業せしめんこと

○愛壌公羽時勢六策評　文久三癸亥
越前家次論　文久三年癸亥六月

按ずるに越前之攘夷之論と同意ずる迫て聞紛
不利之論縷々建白せられしと奸臣　朝廷を隠退せられ其上國中上下衆議
職任　御免を願ひ置　上許を待ず本國に
之上斯る没定論に及ひしこと此書中之趣
めて上下必死之覚悟にて兵士戦具厳備
られし如其項薩州より島津三郎上京是亦攘夷之不利なる旨趣
意力を盡し諫諍せ称ずるに依て故薩越両國會津侯と會議建
言し　天朝此に於て初て是非顕然好逆徒之暴計に惑はされしを夢
の覚めたる如くに思食されしとのこと見えたり是に因て舊職京市尹

国立国会図書館　タイトル『元治甲子紀聞』　請求記号 836-3
ガラス使用

永井主水正を薩越會三侯之使として下向
申上らまし事と見也噫殆哉　國家將に危解せんとする當て亦斯る正
議忠國之諸侯在て之を救助也天幸と云ふ可し　大君上洛御急發可然奇哉
神祖餘徳之然らしむる也甲子仲春誌

無名氏忠言　文久三年癸亥八月

抑そも此書何人之建言なるや未だ知らされ共閣老始め諸有司の務方を説
解せし目前書と謂へる如くの有形と定りし改令も無きより亦御後
見も方今之姿にて安んじ賢と乱階なるへし奥向は御後見を悉く悪むと
云ふ説内と聞しも拠所ある事と見也攘夷之事を述べらるゝ誠に確乎へ
る良策なり　幕威を挽回せんき策之に過る有らへうぞ亦諸有司
老練之賢者を擯斥きもされ方今之事務なり今の時勢る方て老
練之賢者を擯て若冠淺智之者を採用する何の議そや其言一として非と
為すへき無し實に忠直深識之義言と謂ふへし斯る忠誠之人あるも知ら
すして擧け用ひさる執政之人の不明なる不忠也せ之降れる恨歎堪へさる
なり

無名氏　文久三年癸亥

抑そも此書何人の作るや知られされとも其文拙く意きやふな
ふしも一体の趣意　國家方今社体勢を慷慨する体顯然と見也正義
の士なるへし参考の為め留置るものなり
意を捨ふおとるなれ

士屋民建言　文久三年癸亥八月

士屋氏之建言一も非なき莫くして監察之身なるを時之人物審以

国立国会図書館　タイトル『元治甲子紀聞』　請求記号 836-3
ガラス使用

て忠直正義之言と謂ふべし

おふむ話　文久三年癸亥四月　田井義厚著

按ずるに此人如何なる人ゝ知らざれ共尤も博識とも見へさる文体かきとも国家之体を憂て述し意誠信二直一も非そこれあれハ聊書籍を見て文章を偽り暴猛姦謀の言紋吐ひて衆を惑乱し百姓を困難せしむる徒ハ皇國の大逆賊まて聖教之大罪人也此書之如きも上天ゝの信誠意神邦ゝの真忠言と謂ふべし向来視る人之を懐へ甲子仲冬念六夜筆寫畢る誌

書開席料理三者論後

漢書藝文志曰。書云。詩言志。歌詠言。故哀樂之心感。而歌詠之聲發。謂其言。謂之詩。詠其聲。謂之歌。故古有采詩之官。王者所以觀風俗。知得失。自考正也矣。蓋興以諷之。則述懷易盡故也。夫爲開席料理之書也。儒者之頑固暴言。藝者之通今二言。醫者之大領確論。各情盡備。而的當於方今之形勢也。使此書見于狂暴之徒。則掻肴退蹙。使見于蒙昧之徒。則如闇夜得燭。可謂狂中之正直論。國家之眞忠言也。是得其時而發者也。今將討征暴賊。冀後有擧二學博識。知古達今。三徳兼備之人。以使爲執政也。詩曰。貽我彤管。彤管有煒。説懌女美。此書之謂也乎。元治甲子冬十月望筆寫畢而後識焉

愛墨翁

梅本集蓋甲子 九

秋冬之際所作

諷雅集序

夫俳諧ハ異朝の西落俳ハ則雑戯ニ又漢書ニ所謂談笑之諧ハ合之則和ヘ希逸ノ注ニ隠語ト乃後世の謎語ニとあり先哲賦詠皆然之ヲ称して餘情と〻滑稽戯言ニ和合して方今隔靴ヲ諷するに恰學子君子の所為ニて企及ぶ事なら稀ニ俗語平和の易きニ就き太子の微弱を憂ふる意の婦人を模範とおし民間鄙婦の俳言ニ比ー夢説ニ等しき誣言を吐者駿河墓先生塾評悠ニ亭盲蛇述

半信半疑（キガモメル）

蝙蝠（カワホリ）や昼夜まつらぬ日没時

可愛懽（オカハイソウダヨ）

今上

大将軍

白雨やたのむ蔭なき原の中　水府

煩悩（ジレッ耶イヨ）

風ふくハ露ハ日のなし秋の空　一橋卿

不解虚實（ワカラナイヨ）

いさゝかハ出来秋ハ栗山子の爭

如猫眼然（カバリヤスイ）

方今改令

紫陽花や不思議まの（アヂサイ）ふる花の色　登庸有司

興廢一日

さむるのも酔のも早き新酒の爭

奸曲（オンロシイヂイ）

薩州底意

蟷螂の風を横きる原力この爭

祖先遺風　金澤黄門

川獨の日和見ハ事上手ゝ

仲秋驕擾（コハカツメヨ）

蛸の子やおのぐまゝふ（シヤハセノ子イ）ちる衢　京畿人民

倖

小蠅（サバイ）なれ神ル時とて祭らハゝ　新徴浪士

無驗（イクバシナイ）

蕨なる一の夜長をわすれ原日待の爭　筑山討手

萬民不願（ヨロシナサイヨ）

御進發

鴨立て深濁りする澤の水

可熟考（カジュクコウヘカシ）　長州征伐

枝折らぬやうにこう込め若葉山

冬處置（トウショチノコウヲコラウテイ）　雁菊疲弊

風の吹こうびよ減りする枯尾花

強情無益（コウジャウダテヨシナシ）　筑波天狗

眼をとぢて見ぬ人もなし雪（イナビ）の空

浮浪鎮静（ユキトヽノワイ）　庄内

来ぬ鳥ハ引板の力の知られけり

遠大之策（オカクシデナイヨ）　筑前福岡

人そらぬ香をおもふ芽燭（メウド）活の事

可固守（ラデヽナイヨ）　對州

足る事を知ると氣安し冬ざるゝ

自作困難（オキノドクダガ）　黄門實美

空までハそびかで消ゆ雲の峯

長離薩陀（ゴアンシンダ）　中川の宮

宿久をしてうら樂む月見の事

過激暴行（クセンキテアリヽ）　長門宰相

散るまでも立派と見ゆる芥子の花

練心膽（クルサイヨ）　武州川越

国立国会図書館　タイトル『元治甲子紀聞』　請求記号 836-3

ガラス使用

葉櫻やなまよみ冬雅な客が来る
本根堅固　筑後柳川

若竹や程よき節よき枝をもち
鳳駕待来　藝州

埃りこり西日まぶしく羽ぬけ鳥
攘夷念慮　筑後久留米

雪仏解る氣色ふるくさし
暫時傍觀　土佐高知

出代や眠なけまを見るの三三日
兄意弟後　石州濱田

蔓ひけバ小枝揺きぬうるる瓜
思案最中　周防岩國

似我蜂や蘭が枯れバ芝ふれ〳〵
遠慮胸算　魯墨英仏蘭

灯取虫油減る間を待ちくら
東西配慮　因州鳥取

水そなんそるまでの名ぞ浮寐鳥
後容姑息　仙臺

叩いてル切戸バあけど職月
内ニ報國　南部

国立国会図書館　タイトル『元治甲子紀聞』　請求記号 836-3
ガラス使用

頭中著て姿ゝめ〳〵山のゝ人　米澤
斷然發表　　越前宰相
開鎖轉變　　横濱貿易
山吹の八重ハ實ルゝ〳〵二タ瀬川
公然妾慮　　各國細民
雷ハ筑波あゝ〳〵う郭公
物價沸騰　　彦根
木枯や色あるものハ濱の松
會津屁馬

蝸牛角ゝ立ゝ雨ゝ
醜夷拒態

里神樂角兵衛獅子ル交ゝル
魔雫墮落

渋柿の落て連出来ヨル
天機上ニ

雨乞や雲の聲ヨ安堵そる
動靜傍觀

蓴菜や箸ゟうゟ四の中
急速出陣

歩兵行軍
常州完戸
豊前小倉
肥後熊本
勢州津

国立国会図書館　タイトル『元治甲子紀聞』　請求記号 836-3
ガラス使用

煤掃ヶ眼ヶ障ル塵なくらく

養子（ジュウニハナラナイコヘ）殘念

早咲の梅ヶ香のかしむろの中

一國（キカシレナイコヘ）富強

ぬめくりて尾頭知れぬ生海鼠（ナマコ）の形

平安（タカミテクンブツ）年事

蛇の苔ハ知らで世を経つ枝蛙

風柳（ヒサンシダイサ）隨從

風筋ヶ任セてやそき落葉哉

據城（ニンオシヨ）戰栗

備前岡山

肥前佐賀

羽州久保田

阿州徳島

三州吉田 大坂城代

浮雲や鳰の浮巣の見えまくり

本家（ナヤスミナサイヨ）餘光

松のきをかてヶ出茶や心太

在上（オサシヅシダイヨ）機會

雁程ヶ苦ハなく過ゐて鳥弓

戈来（ヒトリシノクシタワイ）擄祿

芋虫の喰ふくゝり芋の露

水源（シャウノナイヒトビシヤ）忘脚

奇巖ヶハ見えて雅ルなく次の花

侮慢（ヨハイモノイナメタヨ）孤弱

上総飯野

勢州桑名

備後福山

讃州高松

豫州宇和島

留守の戸を目うけて叩く水雞哉　越後高田
先驅(イツシャウ)両陣(ケンメイ)
一ト足ル争て賣ゆ松魚の那
自若(ビクトモシナイ)斷然　奥州會津
巖よ雷の陣敷(ルノカイナイノカタ)へ
総督尾籠　紀州
合歡咲や湯うつちする溪の庵
征討大任(ダイソウヅメ)　尾州
賤ヶ家を咲包(ミナカツテラスソヘル)栗の花
領内疲弊　在京諸大名

入用の時ヨういらや夏の井戸　大樹公
雪折大松(ユキオレカイヤダヨ)　又
松の枝心一てふれ雪の宮　今上
寒夜不脫衣(ヨシギノミカドハ)
世の中の寒さ知られぬや雲の上

題詠雅集後

厘ニ誣諧十七言掻痒美刺古風存誰能倣傚采詩
意謹録一通聞九閽
應刁首夏　信陽酒徒醉草

国立国会図書館　タイトル『元治甲子紀聞』　請求記号 836-3
ガラス使用

十小帖揉

揚名天下顕徳四海
可布声上古末代ニ名人ヲヤ
砕心緒不可拾又武両道
全上兼ネ合先祖戦本當義仲
望戦場名ヲ一度思切ル哉
焦心前景了閻羅蛮大余身流浪
係表裏ニ侍前代未聞者
各従漂西海波ニ上以来尽合ル
蟷螂集如為霞ニ車
異国本朝多比類者ヤ

毛利大膳大夫
〃 義勝
〃 家中
福原
毛利 義四
長防諸浪士
みうんや七右
屋敷第大
長防征伐
数度大砲数
長防勝利

国立国会図書館　タイトル『元治甲子紀聞』　請求記号 836-3
ガラス使用

思謀ヲ以テ西瀛ヲ懾敵旗
貪民国ヲ好伐人
多衆人ヲ敬誘道難成就
臣下各道ヲ含民謀悪邪ヤ
各知各戈覚令油断
仁義禮智信翻一可危
○
武者徐ヲ宮ニ必仰ヤ

国ヲ分
々川
彦根
会彦宮中
江戸諸役人
御改事
お都の寛
二勝

士

軍神血祭奉燈句合 四時亂軍

宗匠 帳両評

入花軍用ヲ分賞ヲ着ヲ

御当両ノ切両内一致次第攘夷可遂 勅命

秀一 日本形福塗陣笠

二文 交易各両軍艦我 ヲ当ヲ

右ノ通ニ仕

時節到来ヲ各八両洋不論御出張ヲ希ヒ

四方
諸軍師君

御免有次所

長崎屋引ヲ

候人の追ひつゐて江戸の
和東風ま吹ば松の声
和夢や寐ざめ云し國の
大勢の物おもふやもの
賢ほき山ま家て花ま
東路や日の光ま春ま
若葉ま見ま記和ま治大
梅ま、ま七つと探七ま治大

檣濱乱
第鎗屋

戦場と字て名ろし雑子の
擯実とそ心へ蛙の彫ま小
心をおもふ人の心やおろ
曲水や玉の杯ま流しも
浜納の声ふ引込田螺引
膳ま当ま一ま三ま一ま
まの月や大ま千の筆の路ま
雪ま見ま雪生ま大ま
変ル、ま彫ま焼飛ル

夷賊降伏 毛利士尊天略縁記

抑中国真教の内小籠城仕る大将と唇し大忠天皇後胤ふくく仁義禮智信牙五の御子日本無双の武人外夷降伏奸吏征罰の神と天訹の軍神満利士尊天又ハ毛利体（侍）尊天と申なる也其由来を巨細尋ね奉るに昔天保年中が慶應と改る迄英（イ）魯亜佛（フ）清と云外國の大賊此日本を併呑せんと種ゝ行詭を砕くる多年也夫小琳比我日本ふゝ数多奸賊諸所に住籠り此気ざし彼五ヶ所の大賊も心を合し此　尊國を領（傾）んと欲ふ近國のヒるゝ子陸奥國のアゞ人ト下野の国のクるゞ扒いる名る百姓ケの逆臣阮ゐて事を計り恐多くも上一天ゟ下萬民を苦しめん処不思儀成哉三ツ戸といふる國津神の御社ゟ一ツの大玉飛来り忽チ彼ヒゐゝ子の頭を捻切り何ゐ方ゟ飛去りゟ又其頭アゞ人ト言迷賊も双ゐ掛り伏しゐゝいかゐ残ゐる奸賊も是ゐ恐き眼

国立国会図書館　タイトル『元治甲子紀聞』　請求記号 836-3
ガラス使用

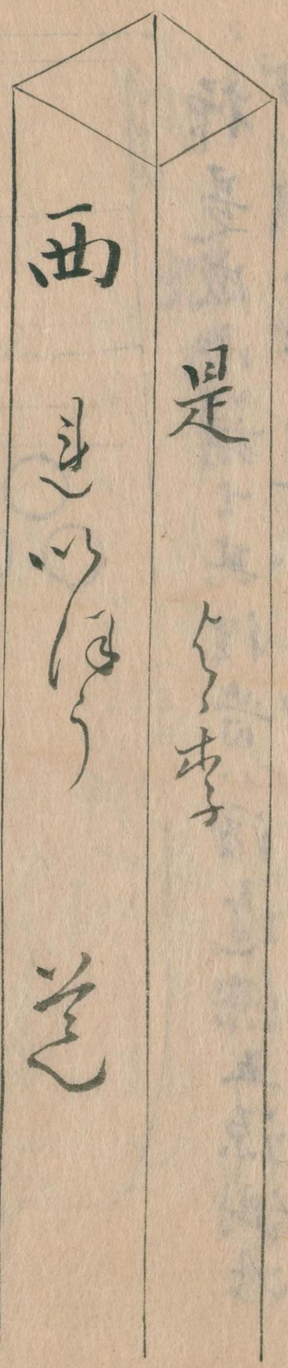

この程いそがしいとか又寄集りいろ〳〵我
諸民苦を嘆き〳〵祈よき事もろ〳〵両国のサ官ツと云
奸賊共事を姑（如）み諸民を苦しめ人家を放火〳〵
の高徳忽顕はれ天下泰平かして萬民撫育あらん
思ふ〳〵時節を待そんみ

近頃　勅止るゆへ開帳の楪はさり共本社に御ふ
を與へ立帰出立をあやまり給ふ歟一ツ天より下万民
才二ツを諸色下落をもち人気を穏よせんとの
殿方ゟ右守拝のまね（呉）天寛忌を巡りて来ませ

国立国会図書館　タイトル『元治甲子紀聞』　請求記号 836-3
ガラス使用

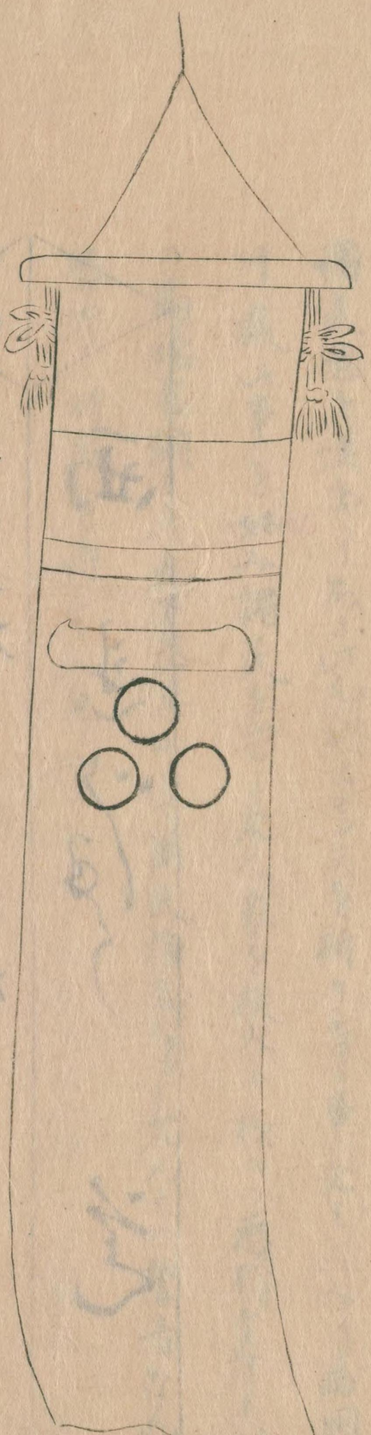

柿是成帝の旗を其往昔ハ源遠源五源綱此
皇國ニ傳る逆賊鬼神を退治なん時ハ
御籏なる七星を生ニ先ニ押立向時ハ
寺賊奸賊なりとも一時ニ征罰討ふるの
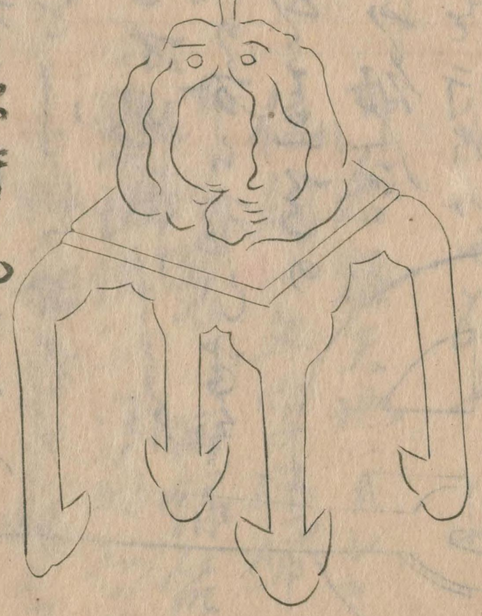

是なる蛙の置物を其前萬延ニ比老門ニ
時ハ帝ニ奏上ありし如
御秘籏なれハ寄ニ臣ニも是を
七門ふ云故ニ

長門蓑(ヒイキ)ら中
蛙なり(ヒイキハ)

此蛙怒氣を吹時ハ風のめくみ
大樹大木又ハ
ヤ事てもなき林忽ち痛む

帝深くまもる

国立国会図書館　タイトル『元治甲子紀聞』　請求記号 836-3
ガラス使用

是成憲ハ世ノ名言ナリ西國元ヶ
モ昔此ヒの大將東国通心の事を
論義有シ事一ヒ和ラ大將
大ニ怒リ一馬の轡を引もぎ
モ猶ホ投ケ付ケンコト不思議ナリ
一度ノ憲ヨリ以下東国の方ヒ
日本ホ初メ今ホ至ル迄ノ都合
憲ハ左ナリ其ヒ
ナラン外ナレハ此憲を行ハン
のミ乎ヒ又甚ヒ
の憲ナリ

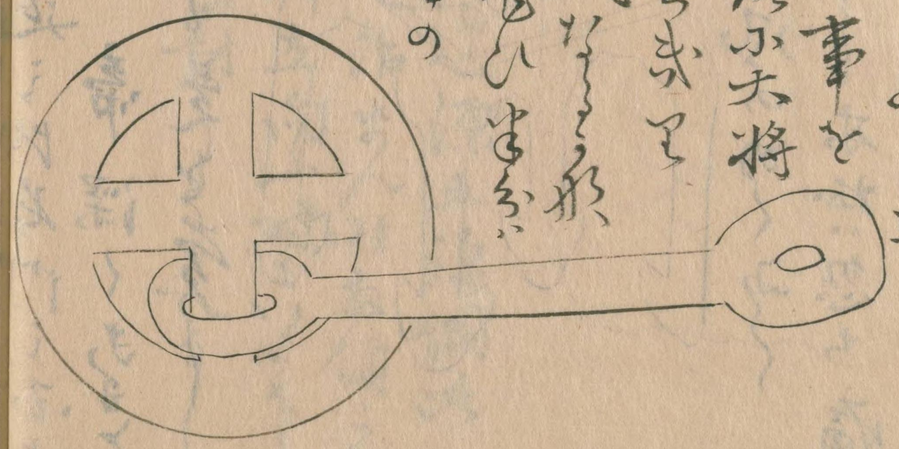

是ヨリ忠義のこと
水ヒ黄門光圀卿の御先
祖也尤近代の名君ニ
候ヒ以上

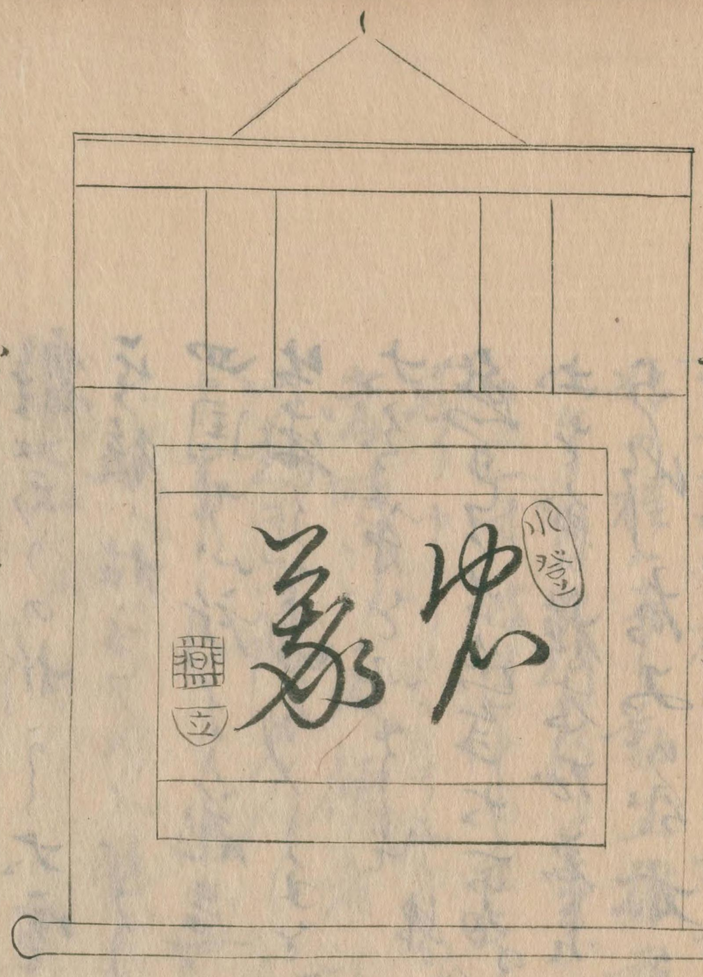

諸ホ藩ヒ天地ハイシキレの
儀綿一文字ニ候ヒ
市所製　西錦紙
製地紋ハ十六菊三ツ葵
三軸ヒ吉ヒ事の橘ナリ

国立国会図書館　タイトル『元治甲子紀聞』　請求記号 836-3
ガラス使用

是成鉢植の橘を恐多くも
主上の御なり(り)この中旨を以て
盤架りの折ふし大雪降て
庭の枯木ことごとく
四国てふ所より花造りの上
出来りていろ〳〵を入て
大なる茅を吹まして
ありし姿
然もそも近年大一番の
土をおの植木屋忘れ
らしく取入るを
まもる体

宮中守衛の
勤を月三日左近の櫻田より
幹枝を折しめ
給ふ

是成書物を義を代々名高き
百二十四冊有之
始の様に考へ勤王
てふ体の詩歌
う一寸破ても
当時いふの成儒者
義を講ずる
中事てもふ体
ていさふ
新合鉢をふ急度
小立書物てふ
等といふ書物
枝葉迄拝
見ん

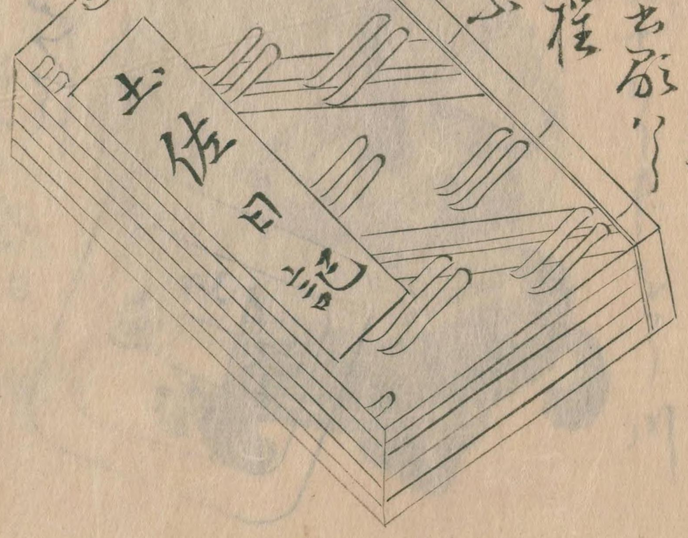

土佐日記と申則全部
百二十四冊斗り
の事を云
様

国立国会図書館　タイトル『元治甲子紀聞』　請求記号 836-3
ガラス使用

是成ハ上古　神代ヨリ用ヒ来リ
尤謂ハ松ノ如ナルモノ
併何ヲ以テ其物ト知ルヤ
通用ヲ以テ之ヲ知ル
之ヲ松ト称スル
僕ハ州平君ト通
用ノ時ヲ以テ

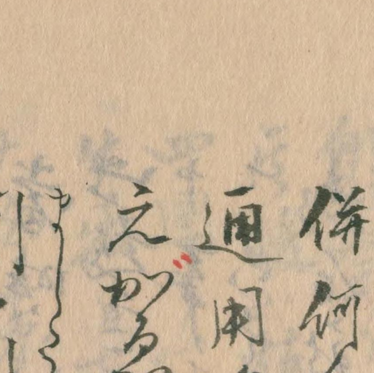

是成鉢ノ木ヲ松ノ枝ヲ
以テ此枝ト為ス
中篤ノ大風ヲ
来テ梅枝ノ
基ヲ云ヒ
世ノ人ヲ
昔ヨリ物ノ好キ来テ
ソデ位ヒノ言ヒ
ヲカシキ事デゴザル

国立国会図書館　タイトル『元治甲子紀聞』　請求記号 836-3
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『元治甲子紀聞』　請求記号 836-3
ガラス使用

豊家鎖の豊臣太閤秀吉公朝鮮の征伐の時兵糧を炊ぐ為に作らしめ給ふ処の大鍋なり

元三千五百石余宛を与へ給ふ軍中の飯炊ぐ事とて

備前三百年来持伝へ給ふ中の鍋にて初めて一寸蓋を明けて見給ふ事なし

中に蓋堅く閉ぢ

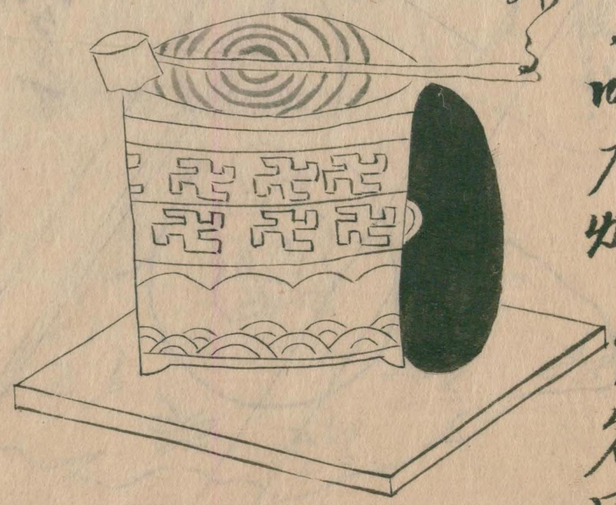

備前焼の名器之

国立国会図書館　タイトル『元治甲子紀聞』　請求記号 836-3

ガラス使用

是茶鍋ハ豊臣太閤秀吉公朝鮮ヲ征伐の時兵糧を炊ん爲ニ作らしめ給ふ知の大鍋なり元三千十五百万石余寛き度量なふ合ひ神君ニ至ル迄軍中の雑具ニ用ひ給ふ名器ニて今ハ尾州家ニ傳ハる

備前三百年来焼ける中ニ名品ニや中ニ錆でいぬれ共一寸蓋を明て見ふ爲ニ立ながら中ニ蓋堅く附ハ人ニ中事てさる事ニて

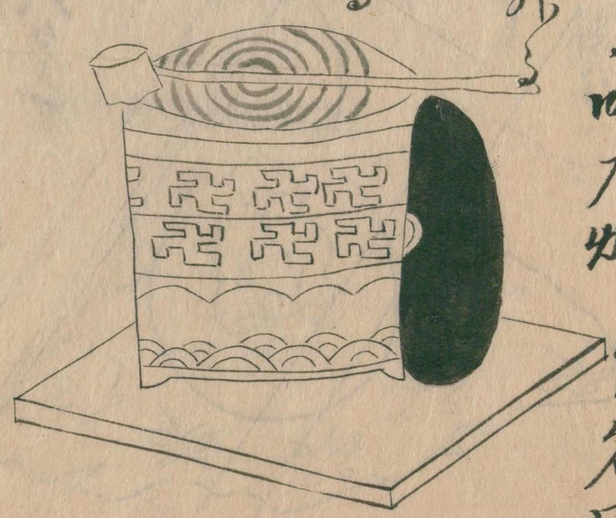

備前焼ニ名器之

茶ニ水指ハ世ニ名ある水を入ル爲ニ用ふる物ニて渇ぐ爲ニ名ニ西ニ東ニ好ニ多ク爲ニ備前京師浪華ニ茶人ニ好ム好ム事ニて

中ニ底の深ふて狭ニ物ニ杓杓ニ入ル爲ニ底ニ穴を

是成階子ハ　聖徳太子の御立夫左り右ニ
作一ツ橋子ト申ス軍中雑理ニ道具ナリ
併下方ニ糸革ヲ用ル事ハ
武家ニハ此度ニ合ヒ
ナリ又延一株ヲ
京都より江戸ニ
かゝる階子ヲ作リ
ナリ

但シ又木ハ一本ニ
よぐる株なれ
ばり大木ニて
ハ踏ミしらぬ
ニ

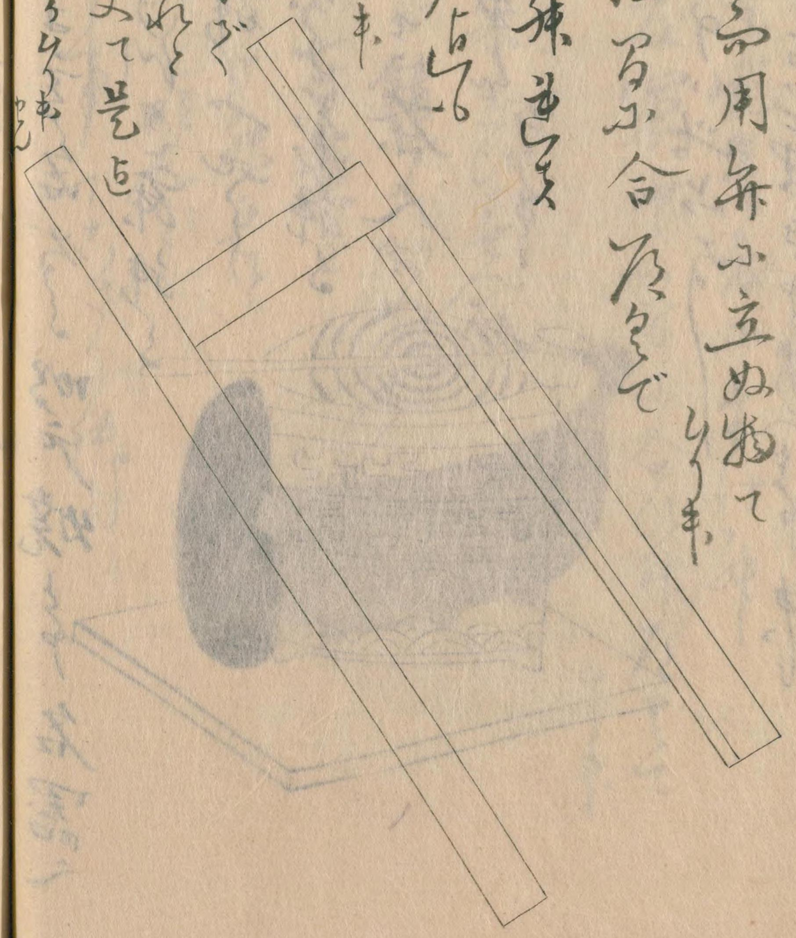

是ナル古備前瓢箪形の
豊太閤ヲ寄附の名ヲ
古ヘ何トゾいふ仙人此ひやう
ナルの口より弱ヲ出セバ
ナリ常時迎ル山口カヽハ
何ガ出ルヤラ
既ニ中興一千日の百姓口
ニ鹿ヲ狩出ルヤラ事中
ニヤラ事

国立国会図書館　タイトル『元治甲子紀聞』　請求記号 836-3
ガラス使用

是成笠ハ世ニ名高キ加賀笠ト
ヤ申ものにて御座候 多クハ
管公ノ深ク是ヲ賞シ玉ヒシ
ニ因笠ノ
天機モ自ラ表レ出テ雨の下ニ
ハ皆ナ冠リ休ム時ハ小ク折リ
疊ミ笠ノ形ヲナシ 中ニ贅陶器ノ方ノ
如クナシテ是ノ時ニ

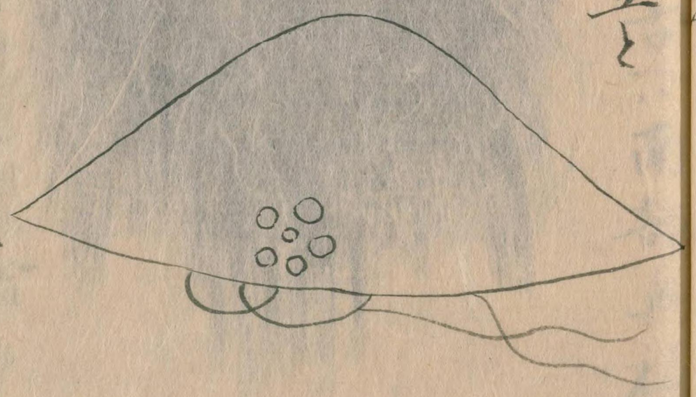

昔成ル御劔ハ泰ル 三種ノ
宝蘆ノ内劔ヲ刈尾州熱田明神
殿方ヨリ信ヲ以テ御奉
ル又掛ケ垂ヲル金ノ丸
ノ短刀ハ三條小鍛治宗近
ノ作也刈劔治宗近此短刀
ヲ手人ト申ス不思儀ナル
稲荷大明神金澤地ヲ入レ
ラルテ守ヲ依ル短刀一
ヲ含ノ丸ト号ス古ヘハ誠名刀
ヲリ来タルナリ水ヲ掛ケヨ
当時ニ及ブマデ裏ヘ通
ヲリ来ル形トキレンヲ
如ク心得ヲ方ハ悪ヲ助ケ善ヲ
神ヲ

ノ悪ヲリ来係劔

是成熊の大皮八九
天正年中か蒲紀
毛元ゝしもの熊そ
熊ハ元より能く人情ふ
而ていろゝ猛獣
なれとも義の深き
ものそや
今みゝ
此熊のこの沃山
ゝゝのゝそ
諸人情ふ通
義ゝ深ひとや事そ

五十四帖家のうち此皮

紀伊守清正公領国より献

世ゝ珍重大草也

是成生涯満月の茶碗ゝ申ハ古ハ南部奥福ゝ
什物ゝそ名高かり
いまの世の人是を栗田焼と
称号しまゝの
ゝ比色を面持ゝ
如ゝて
終ハ大成の
俗ハ中寂の
ゝゝ禅家の茶室ハ捨
ゝゝ茶人の金を出
ゝ色を
永メ前漆をゝて
再ゝ世ゝ出ゝ
伝賀栗トモ

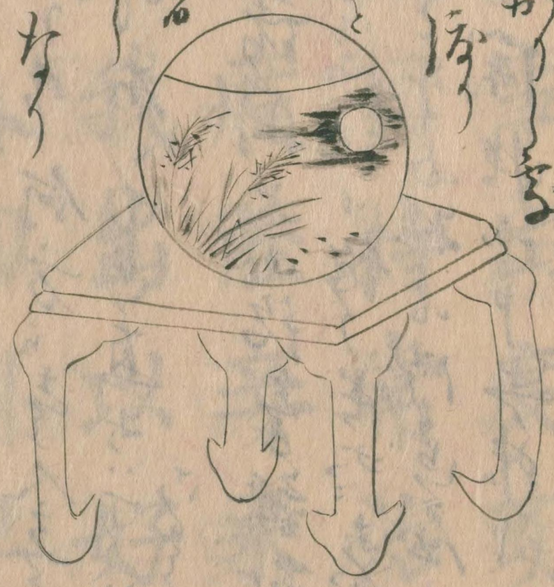

国立国会図書館　タイトル『元治甲子紀聞』　請求記号 836-3
ガラス使用

誠死姓泣畜
戴百歹生度
時困如滅代
降子多五立
計下十世儘
産握取益間
下而募御學
業名出大掛
出而御平好
客大酒恭御

改し時ゟ都進て
宮中の寶物とゝゝ
世業碗ゟて
品てゟ神 係
矢体鳥聲てゟ
判ゟゝゟ神

此外諸國大小諸ゟ額数ゟ
ゟゟて
ゟゟゟ
次ゟの

国立国会図書館　タイトル『元治甲子紀聞』　請求記号 836-3
ガラス使用

天腰垂道嫁小
抜亡武継名亂
集人坂武無無
町具事大事盛
姓忘足要忘平
終百外着萬恩
勤其歳方漸漸
舊上養子

一氷戸

一藩之士風尊　皇重節義臨難不顧身命其風教之美天下比ス
蛮ト雖モ(ラ)ン今宇内之形勢ニ暗ラ(ク)実蛮情態ニ不通ヨリ
テ(シ)(本ヘ)テ論ヒ(ス)ル所ヲ(ス)ル永セ之策ヲ(ス)ル(ク)眼ヲ着(ケ)
論ヒ(ス)ル事ヲ(ス)ル事サ(ラ)ー故ニ委ヲ以テ未ダ吏誤國之處置ヲ慨
歎ー空敷柱石之士ヲ此難ニ當セ(シ)ル事ヲ(ス)ル不可敷而今日ニ至リ
却而国家ヲ補益ヲ(ス)ル功サ(ラ)ー豈之ヲ不悲哉豈可不歎哉

一長州

孤ヲ見レハ必ス善救見レハ必進ム而シテ惡ヲ惡ムの心モ
亦甚敷ク(シ)テ勝メ算ヲ定メテ事ヲ決スル(ス)ル多ク

常ニ　皇室の日ニ衰微するを憂ひ幕府之
歎し慨然應　勅命成敗利鈍を不顧強敵を殫殄之地ニ抗し
戦冠を作し終ニ其敗衄を取るニ至る其誠心止ム事ヲ奉るニ
以て　天朝至尊ニ報するニ出ると云ひ又深謀遠慮了
ル者ニ有ラ可謂哉

一薩藩

近頃　天朝之御為ニ力を尽ス一　皇國之正気を維持し奸
邪之威權を抑んと欲し有志の士を推擢し東奔西馳頻其周
旋を極むと雖て成之歳天下之列侯ニ先而書を　天朝ニ
奉り天下之正義を敷動し天下之元氣を作興せ而して癸
亥之歳俄ニ反テ正義を拒廢し天下之元氣を萎塞して

一上ヶ　天朝之威を損し下ハ天下之士気を挫ニ一時高ニ某等數人ニ國事を委し嶋津家の字ニ名を託ス事
不ヶ今已ニ回復せといへとも天下半を過る階時其實效之日を待ん而已

一備前

水藩の公子入て繼き一時士氣作興國論　天朝を重し燈ニ正
義を主張せしメ其実験なりと雖も固守不変又時勢ニ
惜哉其君有て其臣なし

一筑前

從来士氣軟弱近頃有士權を取るニ及て士氣不振正を見て進
む事不能姦を知て退る事不能實ニ姦譎を敲ふ事多し國事

国立国会図書館　タイトル『元治甲子紀聞』　請求記号 836-3
ガラス使用

更ニ可見ラルヽハ一國確定の論ろうこと
一土州
老公賢明之聞ヘ天下之屋所望ヲ於ラ
ー未有所許其意　皇國の為たるう将幕府を援るの意欤其國論之是
非邪正未可詳也
一肉州　天下人ト於ラ勤　王之志を励し其功も
一昨年来為　天朝力を盡ー專うう
不少於ラ君側要路ニ有志の士少ヽ難ヨ臨て動ヽ所有ノ矛
一一橋黨肉之見ヨリ好吏之佞邪を正ー其驕暴を防ヽ事蔵
来其美ヲさる処有り
一尾州　天朝ヲ重ー　王室ヲ尊ー幕府親藩第一ト指て奏更ヨ一元の
勅諚をし奉セ其内ハ　天朝を蔑如し君臣之禮を失し驕暴不遜
至らさる所ろヽ實ヽ好吏誤國天下の人心を激変而已ニ非其姿
ろ　皇國の正氣を滅ろる事座視ー終ヨ宗室をして　皇國千年
の罪科ならしむ豈其任を盡さゝると謂ヽろ之ルん哉
一芸州藩
一藩之風俗因古ヲヽー懶惰之風士氣不振奥於ラ近来世子
賢明國内民政少ヽー新成ニいふ
一藤堂
此藩之如きハ正邪不可等其國論亦一定ヨ之ル処ろヽ古今必晴
雨を見て進退ー其勢ヨ隨て変動有ヽ強め図ろ之ルん

国立国会図書館　タイトル『元治甲子紀聞』　請求記号 836-3
ガラス使用

一依竹

天下諸侯中ヨリテ最名家ヲ以テ方今之世必先ヲ
皇室ヲカヲ尽ヲ其国ヲ偏境ニ在テ頻ニ天下ノ形
勢ヲ知ラヌ大義ヲ弁ラシ深ク
一仙臺

往昔　南朝之微ル北国ヲ偏ニシテ尚正統之
天子ヲ奉キ今ヨリ至リ其封境之広大往昔小大倍ヲ而当時却テ
報国之志ヲ若今ノ　皇國之為ニカヲ尽サンと欲セヌ奥羽ヨリ
北蝦夷ニ至リ一指呼ニシテ頻ニ可定関西勤　王之藩ヲ合セ相互ニ
皇國之奸妖ヲ押ンヲ亦何ノ難キ事次是ヲ以ン惜哉士気屈弱
皇國ヲ復ヲル心ヲ薄キ多ク只管衣食ノ事汲々ヲ

天朝ノ尊ヲ不知者多シ

一肥前

雲洋學ヲ開キ武備ヲ整ヘ一国之論他ニ洩ル事ヲ勿ク勉ヲ割據之姿ヲ
ヲ為ニ其藩士動　王之事ヲ談ヲ者稀ヲヲ而其學ヲ開キ武
備ヲ整ヘ恐ラクハ自其國ヲ固守ヲノミ専ラヲシテ更ニ信實ヲ
事ヲ以テ天下一度紛乱セバ中原ヲ窺ヲ事不可
一久留米

挙國俗論正義之士身ヲ容ヲ之地ヲ
一上杉

諸侯中之名家ヲシテ毛利氏ト並称セラヲ者其質朴ヲ風俗可賞ハ
ヲヲ雖ヒ時勢ニ難易ヲ随ヒ及変轉移朝ヘ

朝廷を蔑ひ久し幕府日媚従せり力微るに及宜可歎哉

一紀州

堂々たる大藩幕府之親戚を以り幕府之政を奸吏之為に任せ不忠不義を随ひ一も君無臣各 恃不可論

一越前

一藩之論西洋之情実を明らめて能く其得失を弁せるを以て却て彼を推尊し我国体を変ずるの論不少可惜哉

一加州

位処諸侯第一禄石萬を封し 神州未曾有之大難之時を当り其実行を施すに因循曖昧不定之論甚如何昔赤穂之変一富家天川屋某能義を助くるは則我国尚義之風や絶るか亦た水藩武田耕雲斎以下憂国の士数名此藩を憑恃し堂々大藩幾許忠誠之士をして職を奪はしむるの意之甚敷

一肥後

性昔元禄之頃其名有り能義を高ひ 神州を維持し赤穂之義士を遇せるに至るも甚厚し大平の世最是と称へし後風俗漸類近頃佞媚を事とし士人名節を望むもの多く総て幕府あるを知て 天朝有るを知不る已に其藩臣橋井平四郎之如きは有名之士や彼之論ま天壌無窮の我 朝の私論まて彼と争て天皇之不良を謀て幕府を助け大に好謀を成し宸襟を悩まし奉りて虎口を免れて近来肥後国中(本ノマヽ)云々徒暗まらかす為せるを云国論推て可知也

国立国会図書館　タイトル『元治甲子紀聞』　請求記号 836-3
ガラス使用

一 元根

江戸櫻田之拳萬世不可雪之大恥を受天下無双之大逆賊と成る
勢ふ為る数千之臣下一人足ら為ざる為ま不覚も主家と共ま不免為天地
且不貲怖却而幕府驕暴を助長し主家を不免為天地
不可容之大逆賊也

一 會津

至尊屢 勅諚を矯京師小暴行諸藩有志の士を捕殺し其
狡謀黠策無所不至天下万民之所知也今更ま一々其罪を挙
ま要 天朝の罪人尚且幕府之罪人ふ不免

一 幕府

其政亂を見る時昔列聖之規模をふまし 皇威ふ縮屈せる
歟ハぜ只自家一己之永久を而已計り 神州を維持せふの器る
諸侯を疲弊させ 神州の元気を損し天下人民を愚ま一該忠之
士を拒むと雖も尚ふ憂国之士宇内て形勢ふ而ま論し来前ま策を陳
せる者あれ忽其人を誅し甚敷ま至ふ而ハ禍親戚ま及ふ始終我
威を以天下を恐喝せる事不少而一て委丑之年米夷一度来恐怖
退縮上ハ 天子之詔ま尊ひ下ハ諸侯の忠言を不容私ま和親交易
を専と一獨其利を恣ま一安藤 宮津 阿部 松平の如き大姦連々
績々発丑以来 詔數十篇を押戴し再度上洛せる未ま一度ふ
敢而不奉セ事ま一内ハ上
天子ま一下萬民を欺き外ハ各國豪夷を欺き誤國之罪挙
而不可數甚數ま至ていハ 親王之尊ふ一度其嫌疑ま免れハ

国立国会図書館　タイトル『元治甲子紀聞』　請求記号 836-3
ガラス使用

忽幽閉禁錮せられ將軍益　勅を竟迭し益賞あり天下国家
を憂る志士仁人忠憤慷慨前後身を斯の難に殺せ者千を
以て數ふ嗚呼二千年之　皇運徳川氏に至て不可測知而天下之
侯伯阿諛媚從甚しき者ハ千女を助る者も亦不知更に主人其
罪を糺す者なし実に　神州の大不幸者又徳川氏の大不幸欤
十萬石以上名家多くハ　神州の名義を不知のみならず
稱して乱臣賊徒と媚從し恥後悪根之徒と亦不少假
令善る者した、陰情を察し進退去る徳多く祖宗之
遺風を存する者サし故に措て不論

主上出御之行啓之

攘夷之勅諚大樹公上洛して之を言上する
事多く有之候処幕府之を容れ
ず使節二條中納言、勅諚として
幕府に下る

国立国会図書館　タイトル『元治甲子紀聞』　請求記号 836-3
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『元治甲子紀聞』　請求記号 836-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『元治甲子紀聞』　請求記号 836-3
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『元治甲子紀聞』　請求記号 836-3

ガラス使用

同時ブラジール国ニ於テ英国ト交戦ヲ報実ヨリ重ニ
償金ヲ後ノ趣意ブラジール国ニ於テ英国ト交戦ヲ報実ヨリ重ニ
ヲ者ノ為ニ償ヲ上ヲ衆人見當ヲ将ヲ約定ヲ逐償金ヲ
ヲ趣ヲ
長期ノ関戦争一件ヲ政府ヲ英仏両国ヲ軍費ヲ償ヲ
後ヲ普ヲ英仏ヲ那ヲ軍艦ヲ向ヲ英仏ヲ那ヲ軍
実例ヲ引ヲケル後ヲ之ヲ共講和ヲ法ヲ於ヲテ外ヲ方ヲ
先年魯西亜海ヲ戦争ヲ於ヲ軍費ヲ償ヲ
費ヲ為ヲ後ヲ有ヲテ英ヲ仏ヲ俄ヲ事ヲ
ヲ為ヲ面ヲ

国立国会図書館　タイトル『元治甲子紀聞』　請求記号 836-3
ガラス使用

蔵書印

海外諸邦ニ留学ヲ願ヒ出ル者アリ

合衆国ニ留学ヲ願ヒ出ル書付

一今般王政御一新ニ付テハ外国交際ノ儀ハ勿論一切ノ事務従来ノ旧習ヲ改メ広ク公議ヲ採リ聖断ヲ以テ取行ハルヘキ筈ニ候処未タ其緒ニ就カサル内ハ諸事ノ体裁ハ暫ク旧ニ仍リ候ヘ共外国ノ儀ハ別テ重大ノ事件ニ付テハ其都度ノ評議ニ及ハス兼テ取極メ置候箇条ニ照シ取計ヒ候様可致事

一外国ノ儀ハ別テ重大ノ事件ニ付テハ其都度ノ評議ニ及ハス兼テ取極メ置候箇条ニ照シ取計ヒ候様可致事

一外国ノ儀ハ別テ重大ノ事件ニ付テハ其都度ノ評議ニ及ハス兼テ取極メ置候箇条ニ照シ取計ヒ候様可致事

現今伊太利国王近ヶピエモント一部ヲ起シ全国ヲ一呑ニセントスルニ際シ伊太利各部ノ城主ヲ坐視スルニ忍ヒス伊太利ヲ助ケ

国立国会図書館　タイトル『元治甲子紀聞』　請求記号 836-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『元治甲子紀聞』　請求記号 836-3

ガラス使用

836
209
3

国立国会図書館　タイトル『元治甲子紀聞』　請求記号 836-3

ガラス使用

ガラス使用
国立国会図書館　タイトル『元治甲子紀聞』　請求記号 836-3